



発行 東京都

目次

85

規則

- 東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政都市町村課）…
  - 東京都個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局広報聴取情報公開課）…
  - 東京都特定個人情報保護に関する条例施行規則……………（同）…
  - 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局自然環境部緑環境課）…
  - 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）…
  - 火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…
- 規 則（教）
- 東京都立多摩社会教育会館条例施行規則を廃止する規則……………
  - 東京都立多摩社会教育会館処務規則を廃止する規則……………

規則

東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百八十九号

東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都区市町村振興基金条例施行規則（昭和四十四年東京都規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

水道事業の建設改良事業	三十年以内	を
水道事業の建設改良事業	四十年以内	に、
公共下水道事業の建設改良事業	三十年以内	を
公共下水道事業の建設改良事業	四十年以内	に、
流域下水道事業	三十年以内	を
流域下水道事業	四十年以内	に

改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の東京都区市町村振興基金条例施行規則の規定により貸付けを決定した長期貸付の貸付金の貸付期間については、なお従前の例による。

東京都個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百九十号

東京都個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都個人情報保護に関する条例施行規則（平成三年東京都規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「委託」の下に「及び再委託」を加える。

第三条の二第一項中「フィルム」を「条例別表備考三に規定するところによりフィルム」に改め、同条第二項中「その他」を「その他の」に改める。

第四条中「再生専用型光ディスク」を「再生専用形光ディスク」に改める。

第五条の見出しを「(電磁的記録に記録された保有個人情報の写しの交付に係る費用の徴収)」に改め、同条第二項中「を必要とする場合」を「が必要であって、条例第二條第一項に規定する実施機関が当該処理を行うことが相当であると認める場合」に改め、同条第三項中「その他」を「その他の」に改める。

別記様式別紙一中

「 経常的な目的外利用・提供がある場合の条例根拠

条例第10条第2項  1号

2号※

3号

4号

5号

6号

を

「 経常的な目的外利用・提供がある場合の条例根拠

条例第10条  第1項  1号

第2項  2号※

3号

4号

5号

6号

に、

「 委託  無  有※ 委託  無  有※ 再委託  無  有※  
代行  無  有※ を 代行  無  有※  
に改める。」

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

東京都特定個人情報の保護に関する条例施行規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百九十一号

東京都特定個人情報の保護に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報取扱事務の届出事項)

第二条 条例第十六条第一項第七号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 特定個人情報を取り扱う事務の開始又は変更の年月日
  - 二 特定個人情報の処理形態
  - 三 特定個人情報の主な収集先
  - 四 特定個人情報の利用、提供又は収集の根拠
  - 五 個人番号利用事務等の委託及び再委託の有無
- (特定個人情報取扱事務の開始、変更及び廃止の届出)
- 第三条 条例第十六条第一項又は第三項の特定個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の届出は、特定個人情報取扱事務届出書(別記様式)により行うものとする。
- (フィルムに記録された保有特定個人情報の写しの作成に要する費用の徴収)

第四条 条例別表備考三に規定するところによりフィルム（マイクロフィルムを除く。）に記録された保有特定個人情報の写しを交付するときは、その作成に要する費用を徴収する。

2 前項の規定に基づき徴収する費用について、契約上の理由その他の必要があると認めるときは、その概算額を徴収する。この場合において、同項の写しの作成の終了後精算して過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

（電磁的記録に記録された保有特定個人情報の開示手数料）

第五条 条例第四十五条第一項及び別表備考三の規定により徴収する電磁的記録に記録された保有特定個人情報の写しの交付に係る開示手数料は、当該保有特定個人情報を複写する記録媒体の種類に応じ、フロッピーディスクの場合（フロッピーディスクに記録されている保有特定個人情報を複写する場合を除く。）にあつては一枚につき百円、光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートル再生専用形光ディスクの再生装置で再生が可能なものに限る。）の場合にあつては一枚につき四百円とする。

（電磁的記録に記録された保有特定個人情報の写しの交付に係る費用の徴収）

第六条 前条に規定するもの以外の記録媒体に電磁的記録に記録された保有特定個人情報を複写して交付するときは、当該記録媒体に係る費用を徴収する。

2 開示に際してプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）の作成その他の特別の処理が必要であつて、条例第二条第一項に定める実施機関が当該処理を行うことが相当であると認められる場合には、当該処理に要する費用を徴収する。

3 前項の規定に基づき徴収する費用について、契約上の理由その他必要があると認めるときは、その概算額を徴収する。この場合において、同項の特別の処理の終了後精算して過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

別記録式（第3条関係）

特定個人情報取扱事務届出書

文書番号  
年 月 日

東京都知事 殿

実施機関名

開始する  
変更する  
廃止した

特定個人情報を取り扱う事務を  
ので、東京都特定個人情報の保護に関する

条例第16条

第1項  
第3項

の規定により、

別紙1  
別紙2

のとおり届け出ます。

<担当>

名 名 名  
局 部 課  
名 名 名  
担 担 担  
当 当 当  
者 者 者  
電話番号

別紙1

特定個人情報取扱事務届出事項

届出番号	開始年月日	更新年月日			
肩コード	課名	変更年月日			
課コード	部コード	部名			
同一の事務を所管する職務等					
特定個人情報を取り扱う事務の名称及び括弧	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 <input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び延滞に関する条約第4条第1項				
特定個人情報の取扱いの目的					
特定個人情報の対象者の範囲					
基本的事項 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別符号・番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス	心身の状況 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	家族状況等 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	社会生活 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賃前 <input type="checkbox"/> 成職 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	収集制限事項 <input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる情報*	その他 <input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他*
特定個人情報の取扱いの処理形態	<input type="checkbox"/> 電磁的記録以外 <input type="checkbox"/> 電磁的記録				
特定個人情報の収集先* <input type="checkbox"/> 本人又は代理人 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*	オンライン情報の提供先への接続 <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステムへの接続				
特定の個人情報の取扱いの特別な提供先* <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	提供先 <input type="checkbox"/> 本人又は代理人 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他*				
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び第5条に基づき特定個人情報の利用及び提供に関する条約に基づく利用の拒絶	<input type="checkbox"/> 第4条第2項* <input type="checkbox"/> 第5条第1項*	個人番号利用事務の委託及び性委託の有無	委託 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 再委託 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有* <input type="checkbox"/> 有*	
備考					
*を付した項目について 具体的な内容等を記載					
事務を廃止した場合	廃止年月日:	年 月 日	文書保存期限:	年 月 日	

(日本工業規格A列4番)

別紙2

特定個人情報取扱事務届出事項(廃止)

届名	課名	特定個人情報を取り扱う事務の名称	廃止年月日	年 月 日	備考
			届出番号	文書保存期限	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

(日本工業規格A列4番)

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第九十二号

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「許可基準、」を「許可基準は、」に改め、同条第十一項第二号中「野生動物」を「野生動植物」に改め、同条中第二十六項を第二十七項とし、第十二項から第二十五項までを一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。

三 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定す

る行為に該当するものについては、この限りでない。

四 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

第二十七条に次の一号を加える。

十 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

第六十六条第一項中「特別支援学校の小学部及びこれ」を「義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれら」に、「特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程」を「義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都自然公園条例施行規則第二十三条の規定は、この規則の施行の日以後にされる東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）第十二条第一項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第九十三号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三 一の項中

太陽電池発電施設	一平方メートル	八百五十九円	百七十六円	四円
太陽電池発電施設	一平方メートル	八百五十九円	百七十六円	四円
太陽電池発電施設	一平方メートル	八百五十九円	百七十六円	四円

を

都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設

一 平方メートル  
一月

八百五十九円

百七十六円

四円

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十四号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四の二第五号中「消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」を「消防力の整備指針第三十二条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」に改める。

第二十五条の四第二項第二号中「認められた位置（ ）の次に「同項第一号に規定する違反が認められ、かつ、当該位置を明示するために消防総監が必要と認める場合又は」を加え、「及び位置」を削る。

第二十五条の四の次に次の一条を加える。  
（令別表第一に掲げる防火対象物の取扱い）

第二十五条の五 条例及びこの規則における令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて必要な事項は、消防総監が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則（教）

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十号

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則を廃止する規則

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第二十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

東京都立多摩社会教育会館処務規則を廃止する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十一号

東京都立多摩社会教育会館処務規則を廃止する規則

東京都立多摩社会教育会館処務規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第二十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一(一)一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
（郵送料を含む）

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

